

【重要】運用・利用選考基準（点数）等の変更について

就労証明書の様式、利用選考基準（調整点数）、入所選考方法につき、下記のとおり変更します。

1. 『就労証明書』・『自営業状況書』の様式変更（令和7年4月入所選考～） ※11ページ参照

令和7年4月入所選考分より、就労の要件書類を「就労証明書（国標準様式）」に統一します（内職除く）。
自営業の場合も、従来の自営業状況書ではなく「就労証明書（国標準様式）」での提出となります。

なお、すでに従来の「就労証明書（高槻市様式）」・「自営業状況書」にて提出済みの場合、国標準様式にて再提出する必要はございません（※令和7年4月入所選考から開始される単身赴任加点を希望される方は、国標準様式での再提出が必要です）。

2. 利用選考基準（調整点数）の改訂（令和7年4月入所選考～）

令和7年4月入所選考より下記のとおり改訂します。入所選考における利用選考基準（点数表）について、
令和7年3月選考までは25～26ページ、令和7年4月選考からは27～28ページを用いて採点します。

① 内定辞退減点の新設（▲3点）

認可保育施設への内定を辞退された場合に3点の減点とします。

- 減点期間は当年度中（令和7年度中に内定辞退した場合、令和8年3月入所選考まで減点が継続）とし、期間中は、一旦申込を取下げ後に再申込みされた場合も、減点は引き継がれます。
- 4月入所選考につき、1次選考にて内定辞退された場合、2次選考から減点対象となります。
- 従来通り、加点項目「待機／1年（12ヶ月）経過後に加点（育休中・求職中を除く）」の待機起算日が内定辞退等によりリセットされる取り扱いも、継続されます。
- 内定辞退せざるを得ない状況を回避するため、予め、希望施設へ見学・相談いただくことをお勧めしています（44ページQ&A参照）

② 里親加点の新設（+3点）

申込児童が里親によって養育されている場合に3点の加点とします（里親の実子を除く）。

※「里親委託証明書」の提出をお願いします（13ページ参照）。

③ 通勤加点（+1点）の廃止

「就労証明書（国標準様式）」の使用開始に伴い通勤加点を廃止します（国標準様式に通勤経路欄が設けられていません）。令和7年3月入所選考までは通勤加点を設けています。

④ 単身赴任加点の新設（海外：+5点、国内：+3点）

「就労証明書（国標準様式）」の使用開始に伴い単身赴任加点を新設します（国標準様式に単身赴任期間欄が設けられています）。加点条件として下記2点両方を満たす必要があります。

- 入所（入園）希望月が「就労証明書（国標準様式）」に記載された単身赴任期間内である。
※令和7年4月入所希望だが、単身赴任期間が「～令和7年3月31日まで」の場合、加点対象外。
- 「就労証明書（国標準様式）」に加え、「（単身赴任先に住所変更された）住民票」または「（単身赴任先居住地が記載された）賃貸借契約書」等を提出できる。
※単身赴任が決定していても、上記住民票・賃貸借契約書等の提出がない限り、原則、加点対象外。

※ 単身赴任中（または予定）であり、上記の住民票または賃貸借契約書等は提出可能だが、勤務先の都府県で「就労証明書（国標準様式）」の単身赴任期間欄に記載ができない場合は、保育幼稚園事業課までお問い合わせください。

3. 令和7年4月入所選考（2次選考）における繰上内定の実施

2次選考の結果通知後、内定辞退・在園児の退園などにより保育施設の定員に欠員が生じた場合、同保育施設の待機者を繰上内定します。

※ 待機証明書の申請受付・発行は、従来どおり、3月中旬に開始予定です。

※ 詳細は、「2次選考結果通知書（待機者へ3月中旬頃に発送）」にてご案内いたします。